

# インタフェース仕様書 サービス事業所編 新旧対照表

(内容現在 令和3年4月1日)

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
1	表紙	平成 30年 4月	同	令和 3年 4月
2	2-3	(1) 利用者が事業のみを利用する場合	同	(1) 要支援者・事業対象者が事業のみを利用する場合
3	2-3		同	(1) ⑤に以下を追加 ※2021年4月1日以降は送付を行わない。
4	2-5	(2) 利用者が予防給付と事業を利用する場合	同	(2) 要支援者が予防給付と事業を利用する場合
5	2-5		同	(2) ⑤に以下を追加 ※2021年4月1日以降は送付を行わない。
6	—		2-7 ~ 2-8	「(3) 要介護者が市町村の補助により実施する事業のみを利用する場合(2021年4月以降)」を追加
7	38-1	※6 ・特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型の福祉用具貸与	同	※6 ・特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型の福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(療養通所介護)(ただし、日割り計算用のサービスコードを記載する場合を除く)
8	38-1	※6 ・訪問看護(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む)、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)、訪問型サービス(みなし)、訪問型サービス(独自)、通所型サービス(みなし)及び通所型サービス(独自)(ただし、日割り計算用のサービスコード並びに算定単位が「1回につき」及び「1日につき」のサービスコードを記載する場合を除く)	同	※6 ・訪問看護(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む)、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)、地域密着型通所介護(療養通所介護)、訪問型サービス(みなし)、訪問型サービス(独自)、通所型サービス(みなし)及び通所型サービス(独自)(ただし、日割り計算用のサービスコード並びに算定単位が「1回につき」及び「1日につき」のサービスコードを記載する場合を除く)
9	38-1	※6	同	※6に以下を追加 ・通所リハビリテーションにおける生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
10	38-1	※6	同	※6に以下を追加 ・介護療養施設における移行計画が未提出である場合の減算
11	38-2	※4 ・夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、訪問型サービス（みなし）、訪問型サービス（独自）、通所型サービス（みなし）及び通所型サービス（独自）（ただし、日割り計算用のサービスコード並びに算定単位が「1回につき」及び「1日につき」のサービスコードを記載する場合を除く）	同	※4 ・夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、地域密着型通所介護（療養通所介護）、訪問型サービス（みなし）、訪問型サービス（独自）、通所型サービス（みなし）及び通所型サービス（独自）（ただし、日割り計算用のサービスコード並びに算定単位が「1回につき」及び「1日につき」のサービスコードを記載する場合を除く）